

マネジメント

コンプライアンス

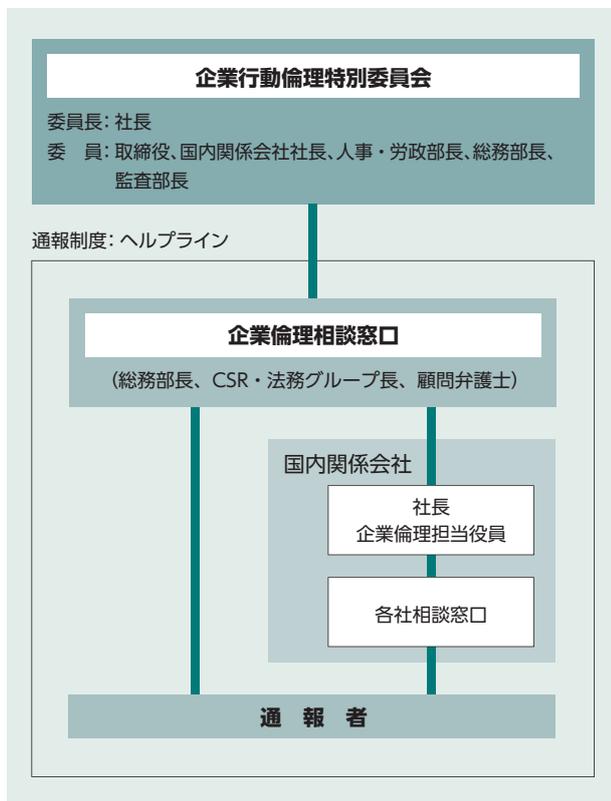
山陽特殊製鋼グループでは、コンプライアンス経営を支えていく体制の整備や教育の実施などに取り組んでいます。

コンプライアンス方針・体制

企業活動の根幹を成すルールとして、企業としてとるべき行動規範を定めた「企業行動指針」を策定しています。

さらに、「企業行動指針」に基づき事業活動のなかで順守すべき「行動の手引き」として「行動基準」を、コンプライアンス（法令等の順守）を徹底するための制度・仕組みとして「企業行動倫理規程」を定めています。

コンプライアンス体制図



通報制度の設置

コンプライアンス違反の未然防止と再発防止のために、通報制度「ヘルプライン」を設置しています。

このヘルプラインは、法令、社会規範、社則などに照らし、コンプライアンス違反と思われる状態・行為が認められる場合、またその恐れがある場合に、その情報をいち早く把握し、迅速かつ適切な対策を講じることにより不祥事の発生を未然に防ごうとするものです。

企業行動倫理特別委員会の設置

コンプライアンスの方針や、その方針に基づく具体的な方策を審議する場です。

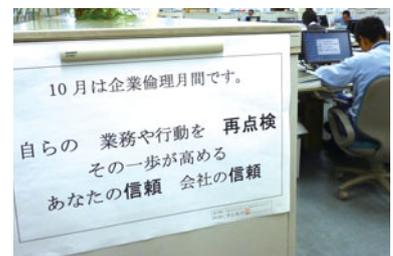
法令などを逸脱している状態や行為、またはその恐れがある場合に、実態調査や改善策の審議などを行います。

コンプライアンス意識向上のための取り組み

山陽特殊製鋼グループはコンプライアンス意識を向上させるため、さまざまな取り組みを行っています。

企業倫理月間の設定

一般社団法人日本経済団体連合会が10月を企業倫理月間と定めていることを受け、当社でも10月を企業倫理月間とし、コンプライアンス意識のさらなる浸透と向上を図っています。コンプライアンス標語を掲載したポスターを各職場に掲示したほか、パソコン画面にもコンプライアンス標語の表示を行い、業務や行動の再点検を促しました。また、コンプライアンス講演会も継続して開催しました。



ポスターをよく目にする場所に掲示

コンプライアンス講演会の開催

企業倫理月間である2014年10月に、弁護士法人中央総合法律事務所の小林章博弁護士を招き、講演会を開催しました。具体的な事例を交えて、コンプライアンス違反の原因と対策について解説いただき、各自の業務内容に照らして改めてコンプライアンスを考える良い機会となりました。



コンプライアンス講演会
(講師：小林 章博氏)

マネジメント

コンプライアンス教育の実施

2014年10月に、弁護士法人中央総合法律事務所の松本久美子弁護士を招き、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)」をテーマとした研修会を開催。営業部門の役員・従業員を中心に、山陽特殊製鋼グループの約100名が受講しました。法律の内容の説明と、事前に募集した日頃からの疑問・質問への回答も含めた研修としました。

ほかにも、eラーニングによるコンプライアンス教育や新入社員向けコンプライアンス研修、その他契約についてなどテーマ別の研修を行っています。また、各部署および関係会社では、テーマに基づき学習・意見交換をするコンプライアンス情報交換会を実施しています。

さらに2014年度は、全従業員を対象にコンプライアンスアンケートを実施。アンケートの結果は、コンプライアンス活動の推進に役立てています。



独占禁止法研修会
(講師：松本 久美子氏)

適正な業務遂行を確保するための取り組み

安全保障貿易管理

安全保障貿易管理規程を策定し、これに基づき輸出業務を行っています。安全保障貿易管理委員会の開催や社内監査の実施を通じ、安全保障貿易を管理する仕

組みを構築しています。また、安全保障貿易管理に関する研修も行っています。

個人情報保護

個人情報を厳格に管理することが社会的に要求されるなかで、個人情報管理規程を制定し、個人情報の取り扱いについてルール化するとともに、管理体制を整備しています。

情報セキュリティ

電子メールやインターネットの利用、情報の持ち出しなどに関して、情報セキュリティ規程、ガイドラインなどのルールを定め、保護すべき情報資産のセキュリティ管理を徹底しています。

また、毎月社内向けにセキュリティレポートを発行しています。情報セキュリティの状況を全従業員に周知することで、情報セキュリティに関する従業員の意識の向上を図っています。

ハラスメント防止

階層別にハラスメント教育を実施し、各職場でのハラスメント防止に努めています。ハラスメントの相談窓口を本社だけでなく支社・支店にも設け、男女の相談員を配置しています。

インサイダー取引防止

インサイダー取引を未然に防ぐために、上場有価証券等の内部者取引規制等に関する規程を定め、金融商品取引法および関連法令順守の徹底に取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンス

誠実・公正・透明な経営管理インフラとして、コーポレート・ガバナンス、内部統制システムなどの充実強化に努めています。

コーポレート・ガバナンスの基本的な取り組み

当社は、経営執行については、取締役16名(うち社外取締役1名)による定時取締役会(毎月開催)および臨時取締役会(随時開催)において、重要事項の決定と職務執行の監督を行っています。また、取締役会をはじめと

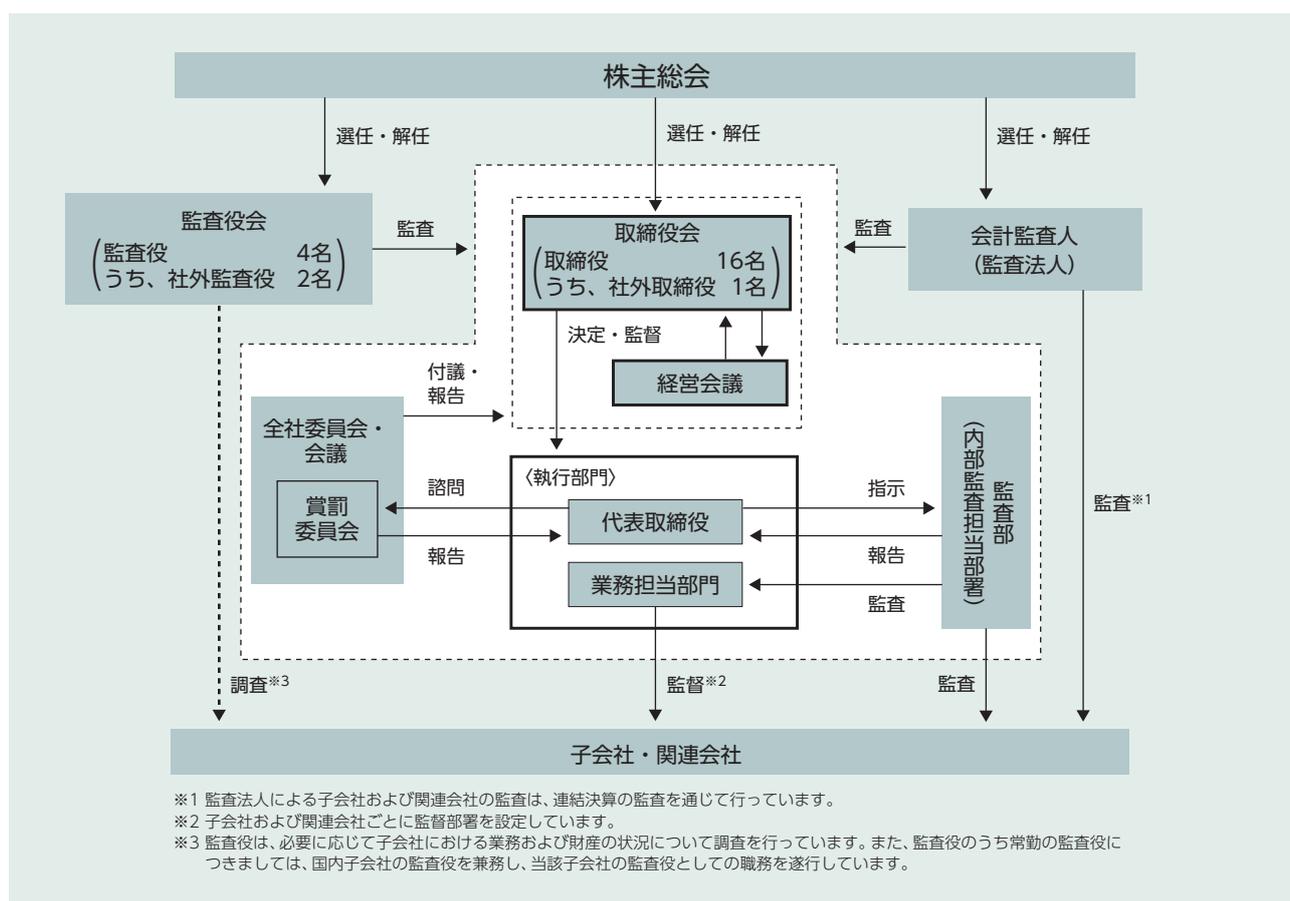
する経営上の意思決定を効率的に行うための経営会議(原則として月2回開催)やコンプライアンスの徹底、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を目的とした企業行動倫理特別委員会、安全保障貿易管理委員会、環境保全委員会など、重要な業務事項の審議を行う全社委員会・会議を設置しています。

監査役監査については、監査役会において年度ごとに監査方針を策定し、この方針に基づいて随時実施されています。監査は、監査役4名（うち社外監査役2名）により、取締役の職務執行だけでなく、内部統制面におけるリスク管理やコンプライアンスなどを対象に幅広い視点から行われ、その結果を踏まえて、代表取締役および必要に応じて他の執行部門に対して監査意見が表明されています。なお、当社は監査体制の一層の強化を目的として、常任監査役制度を採用しています。

会計監査については、監査役と会計監査人との協議を経て監査方針が策定され、この方針に基づいて実施されています。また、監査役が会計監査人から会計監査にかかる報告・説明を受ける場を随時設けており、監査役と会計監査人が連携して監査に当たることとしています。

また、内部監査については、監査部が年度ごとに内部監査計画を策定し、この計画に基づいて業務担当部門および子会社における業務執行状況を対象に実施しています。

コーポレート・ガバナンスおよび内部統制の仕組み（2015年6月26日現在）



内部統制システム整備・運用の取り組み

当社は、会社法をはじめとする関係法令の定めに基づき、2015年4月に開催された取締役会において内部統制システムの基本方針を決議しています。当社は、この方針のもとで、誠実・公正・透明な企業経営の前提となる内部統制システムを構築・運用するとともに、その継続的改善を図っています。

また、山陽特殊製鋼グループの内部統制システムを評価する体制として、監査部を設置し、金融商品取引法

に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」の構築・運営に取り組んでいます。グループを横断する会議体として内部統制管理部会を設置し、財務報告にかかるリスク対応、関連情報の共有、教育要領の協議など、財務報告の適正性を担保する内部統制システムのさらなる充実に取り組んでいます（2014年度開催実績：3回）。